

予算決算審査特別委員会（6月1日）

開会（9：50）

○池谷委員長 それでは、皆さん、引き続きよろしく申し上げます。

ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託された案件は1件です。

議第39号「令和2年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

お手元に配付してあります質問通知一覧表のとおり、順次御発言願います。

なお、同じ項目の質問通告が多数ありますので、同じ質問を繰り返すことのないように、御発言には御留意お願いいたします。

最初に1番目、秋山委員。

○秋山委員 では、伺います。

歳入で、15款2項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、議案説明いただきましたけれども、補助額を上限の3億1万9,000円についてですが、国に5月末の時点で事業の計画を出されていると思いますので、その計画はどのようなもので、さらにどのような視点で事業計画を組み立てたのか、教えてください。

○杉山政策企画課長 ただいまの臨時交付金の関係でございますけれども、この交付を受けるためには、実施計画を、ただいま委員がおっしゃられたように、事前に国に提出する必要があります。この実施計画には、今回の補正予算案、これを計上しております感染拡大防止に係る事業でありますとか、また、既に予備費で取り組んでいる事業なども含めまして、地域経済や住民生活、これらの支援のために必要な事業に関しまして、緊急的に実施をする必要のある関連する事業全てを掲載して、国に提出をしているところでございます。

なお、実施計画につきましては、5月末というお話がありましたけれども、20日までに県を通じて国に提出をしております。現在、今、国において事業計画の内容の確認をされております。6月中旬には交付の決定がされると聞いているところでございます。

以上でございます。

○池谷委員長 次の質疑に移ります。

○秋山委員 では、次に、歳入で16款2項8目地震津波対策等減災交付金、消防費県補助金の増額について、見込額の変更ということで御説明いただきましたが、その背景を教えてください。

○関防災計画課長 秋山委員にお答えします。

まず、消防費県補助金、こちらの増額についてであります。こちらにつきましては、歳出の9款1項4目災害対策費の飯淵地区高台広場整備事業費の増額に伴いまして、県の地震津波対策減災交付金を増額するものであります。

以上です。

○池谷委員長 それでは、次の3番目の質疑に移ります。

○秋山委員 では、次に、歳入、19款2項1目財政調整基金のとりくずしについて伺いま

す。

議案説明で、とりくずした結果、基金の残高約32億円と御説明いただきましたけれども、今後の基金、見通し、考え方をお聞かせください。

○増田財政課長 秋山委員にお答えいたします。

財政調整基金の標準財政規模の10%程度が1つの目安になっており、全国的に見ましても、標準財政規模の10%から20%程度の金額を持っている自治体が多くなっております。財源の不均衡を補うという基金の性質上、歳入歳出の状況によって残高は変化いたしますけれども、一般的な目安の金額程度は維持していきたいと考えております。

以上です。

○秋山委員 再質疑なんですけれども、今、10%程度が目安ということで、10%から20%ということでしたけれども、前年度残高、たしか48億円だったと思うんですけれども、それが今回も新型コロナウイルス関連ということで、このようにとりくずしが今後もまた行われる可能性もあるということで、ただ、今後の予測というのは、まだこれから、今6月なので、まだ半年以上あると。そういう中で、その辺り、どのようにお考えでしょうか。

○増田財政課長 秋山委員にお答えいたします。

今後の見通しということでありまして、標準財政規模、焼津市、約273億円でございますので、10%から20%というと27億円から54億円ぐらいということになります。今後の新型コロナウイルス感染症対策の財源としても財政調整基金を充てることは想定されますけれども、新型コロナウイルス感染症以外の台風等の災害は経済市場の著しい変動等にも対応するためにも、一般的な目安の金額程度は維持していきたいと考えております。

以上です。

○池谷委員長 それでは、次の質疑に移ります。

○秋山委員 では、歳出、2款1項13目で、電子計算管理費、これ、議案説明のときにテレワークの環境整備というような御説明をいただきましたので……。

○池谷委員長 秋山委員、4番目の質疑。歳入、19款ね。

○秋山委員 失礼しました。

歳入、19款2項7目津波対策あんしん基金とりくずし、これも同じく基金のことですけれども、このとりくずしの増額について、見込額の変更ということで御説明いただきましたが、見込額の変更の背景を教えてください。

○関防災計画課長 津波対策あんしん基金とりくずしの増額についてであります。先ほど消防費県補助金等のように、歳出の飯淵地区高台広場整備事業の事業費の増額に伴いまして増額をお願いするものであります。

○秋山委員 そのように議案の説明のときも御説明いただいたんですが、なぜ見込額が変更になったかという、そこを教えてください。

○関防災計画課長 こちらにつきましては、津波対策施設の設置に伴いまして、避難者等の安全対策を整備するために増額をお願いするものであります。

○秋山委員 そうすると、それまでの想定していた見積りと違うというのは、どんな安全対策強化のために足りなかったのか、それを強化することなのか、もう少し具体

的に教えていただけますか。

○関防災計画課長 具体的には、転落防止柵の変更、分かるように目隠し板の設置等や構造変更になります。

以上であります。

○池谷委員長 それでは、次、5番目の質疑に移ります。

○秋山委員 では、次に、歳出で、2款1項13目電子計算管理費についてです。議案説明で、テレワークの環境整備ということでしたけれども、具体的にどのような整備を進めていらっしゃるのかということで、もう少し具体的なことを教えてください。

○塩原管財課長 秋山委員の御質疑にお答えします。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言を受けて、市も業務継続の確保、職員の感染予防の取組を行ってまいりました。その取組の1つとして着手した事業が、今回のICTを活用したテレワーク会議の環境整備でございます。これまでも貸出用のパソコンも数台準備しておりましたが、職員の勤務体制における出勤者数の縮減をスムーズに実行するためのシステム環境を構築するもので、現在、職員が使用しているタブレットパソコンのセキュリティーを確保した状態で一時的にテレワークで利用できるよう、パソコンのリアル通信機器への設定変更を行うものでございます。

また、ウェブ会議につきましても同様に、タブレットパソコンを利用して、自席にしながら会議に参加できるようにするもので、明日開催される第8回新型コロナウイルス感染症対策市長・教育長連絡会議でも実際に使用する予定でございます。

今後、アフターコロナにおいても、働き方の新しいスタイルの1つとして、今回、作成の仕組みを有効に活用してまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○秋山委員 今も具体的にいろいろ御説明いただきまして、ありがとうございます。

一時的にセキュリティーの問題がクリアできるように設定変更ということなんです。それで、アフターコロナにおいてもということですが、貸出用のパソコンを使って、具体的に何台、貸出用のパソコンで職員がそれを使われたのか、教えてください。

○塩原管財課長 貸出用パソコンにつきましては、現在やらせていただいているもので、実際に台数としては4台でございます。ただ、今回構築している仕組みにつきましては、職員が実際に現在業務用で使っているパソコンですので、こちらのほうで一遍に使える台数としましては、ウェブ会議で50台、テレワークには150台まで対応できるように考えてございます。

以上です。

○池谷委員長 それでは、次の質疑に移ります。

6番目の質疑です。

杉田委員、お願いします。

○杉田委員 3款1項1目生活困窮者自立支援事業について、この制度は、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することかできなくなるおそれがあるという方への包括的な支援を行う制度です。

1、3,057万2,000円は離職者等の自立支援ということですが、具体的にどのような支援ですか。

2、生活困窮者とは、離職者だけを指すのですか。

○橋ヶ谷地域福祉課長 今回の支援の内容ですけれども、今回の支援の内容につきましては、住宅環境給付金の制度の補正でございます。具体的な内容につきましては、離職や経済的な困窮を理由に住まいを失ってしまった人、あるいは仕事が休業等が多くなるとして、収入が減っても家賃を払う、そういったことでとてもめどが立たない。そういった方の住まいを確保するという、そういったところの制度の補正でございます。原則として3か月、最大9か月の継続になります。

あと、対象者ですけれども、今申し上げましたけれども、失業されたこと以外に収入等が減って住宅の確保が難しい、そういった方も今回の制度の対象となります。

以上です。

○杉田委員 今言ったように、解雇や雇い止めで住まいが確保できなくなったという、そういう人たちの相談が私たちのところにも随分来ているんですけど、焼津市としては、今の実態をどのように把握してこの予算が決められたんですか。

○橋ヶ谷地域福祉課長 今回の補正は、住宅確保給付金、4月、5月の実際の支給は21件でございます。そういった中で、こちらの21件というのは、金額的には、例年、昨年度は15件程度でした。これが200万ちょっとということで、既に4月、5月の2か月に当初予算の金額程度は支給が予定していると。そういったところで、新型コロナウイルスの感染症の取組を踏まえて、今、2か月、追加予算を支給するような状況になっておりますので、今後を見据えて補正をさせていただいております。

以上です。

○杉田委員 今後のことを見据えてということなんですけど、大体何人分、そして、何か月分、3か月から最大9か月ということでしたけど、何人分の何か月分、こういうものをどのように想定されていますか。

○橋ヶ谷地域福祉課長 今回は、人数的には、4月の実績で一番多い日で3件程度の申請がありました。一番影響される5月、6月、7月、3か月分の63日分を見させていただいて、件数的には3件掛ける63日で189件を見込みさせていただきました。1日当たり、実績の支給がありました3万5,000円程度の支給で、支給月数はおおむね実績で平均しますと4.63か月ということで、189件に対して、3万5,000円の家賃の4.63か月使うということで、3,057万2,000円ということで計算をさせていただきました。

以上です。

○杉田委員 先ほどの答弁の中で、具体的にうちがなくなっちゃったよというだけじゃなくて、家賃が払えなくなっちゃうという中で、1か月の家賃というものについて、支給するときに上限があるんですか。もし上限があるとしたら、幾らぐらいなのか。上限を超えた人というのはどのようになりますか。

○橋ヶ谷地域福祉課長 こちらの家賃の給付型につきましては上限があります。上限につきましては、世帯の人数によって決まっております。例えば1人世帯であれば上限が3万7,200円、2人世帯であれば4万5,000円、3人世帯であれば5万8,300円という形で、世帯によって上限があります。

以上でございます。

○杉田委員 生活保護の実態につながっているんじゃないかなと思うんですけど、この制

度で住まいを確保できたけど、生活費が対応できないという人、そういう人たちに対しては、生活保護の申請が必要になるんですか。

○橋ヶ谷地域福祉課長 今回の給付の補正につきましては、あくまでも生活困窮ということで、自立として、いわゆる住宅の確保といったことを最低限ということの制度でございます。今おっしゃったように、生活費が確保できないということになりましたら、あくまでも今回は一時的な措置になりますので、例えば一時的な措置じゃなくて、体調が悪いか、そういったところで就職自体が難しく、今後も収入の見込みが立たないというような方であれば、それは、こちらの制度というよりは、いわゆる生活保護、そういったところの制限になって対応させていただくこととなります。

以上です。

○杉田委員 今、私が聞いたかったのは、生活費がなくて困るよという人は、生活保護の申請をして、すぐ給付されるということじゃないもので、そういう人たちについての対応はどうかということを知りたいんです。

○橋ヶ谷地域福祉課長 あくまで今回の焼津市の制度としては、住宅確保給付金、これは給付制度でございます。それ以外は、生活、例えば光熱水費、そういったことが想定されますけれども、そういったところは、想定の中で焼津市社会福祉協議会に生活の確保、そういった資金繰りがありますので、そういったところも含めて、そういった方が日常生活が送れるように話をしっかり聞いて対応していきたいと考えております。

以上です。

○杉田委員 今、社協の話がありました。厚生労働省の資料には、焼津市の事業実施者というのは社協というふうに書いてあります。しかし、相談窓口は焼津市役所のアトレ庁舎となっておりますけど、社協の事業ということでいいんですか。

○橋ヶ谷地域福祉課長 今御指摘のとおり、今の話は、生活困窮者の相談事業、これにつきましては、昨年度まで、委託事業として社会福祉協議会に委託をさせていただきましたので、事業実施者としては社会福祉協議会という形になります。

本年度からは、委託事業をやめまして、市の直営事業としましたので、今年度からは、そちらの生活困窮相談事業につきましては、焼津市が事業実施者となります。

以上です。

○池谷委員長 それでは、次に、7番、秋山委員、同じ質疑のくくりになってはいますが、どうですか。

○秋山委員 了解しましたので。

○池谷委員長 それでは、次の8番目の質疑に移ります。

○杉田委員 3款2項1目放課後児童クラブの運営事業で、教育環境改善事業費では、前回未設置だった市立幼稚園の空気清浄機なんかを設置するということがあったんですけど、放課後児童クラブ運営費の1,100万6,000円は、空気清浄機設置等費用とのことですが、設置施設と台数はどのようにされていますか。また、設置をすることによって、未設置というのがなくなるということによろしいですか。単価についてもお願いいたします。

○藤野子育て支援課長 初めに、空気清浄機の設置台数、それから台数、単価、それから未設置の施設がなくなるのかといった御質疑でございますけど、今回の緊急対策事業につきましては、令和元年度に実施しました感染症拡大の防止を図るための備品等の購入

費として、1施設当たり上限50万円の補助を行った緊急対策事業の第2弾としての続きの事業となります。

ただ、補助の上限につきましては、令和元年度に購入をいたしました備品等の実の支出額の合計で50万円が限度となります。そして、補助の対象となります施設数でありますけど、放課後児童クラブにつきましては33施設となります。それから、子育て支援センターにつきましては、民間の5施設、それから、直営の3施設の計8施設となります。そして、空気清浄機の台数、それから、単価につきましては、特に定めはございませんので、例えば施設の部屋の大きさだったりとか、部屋の数に応じていただいて、事業者で自由に選択していただくことが可能な事業となっております。ただ、先ほども申し上げましたように、令和元年度に既に購入をした備品等の実質支出額との合計で50万円が補助の対象となります。

そして、未設置といったお話がございましたが、備品等の購入に当たっては、基本的に新型コロナウイルスの感染対策に必要なものということになりますので、全ての施設において清浄機が設置されるということではございません。

以上となります。

○杉田委員 空気清浄機なんですけど、ネットで見てもいろんな種類があって、値段にも相当な幅があるのが分かるんですけど、ウイルス対策がされている空気清浄機が選定されるということによろしいですか。

○藤野子育て支援課長 今回の緊急対策事業の基本的な考え方なんですけど、あくまでも新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から考えられる、あるいは必要とされる備品等の購入であれば補助の対象として差し支えないということが言われておりますので、空気清浄機の機種、あるいは機能、能力などは問わないものというふうに考えられております。

以上でございます。

○杉田委員 こういうときに自亜塩素酸水、それを加湿器に加えるというような話も聞いたんですけど、自亜塩素酸水を噴霧するということについて、いろいろな問題があるということが発表されています。それについては、ちゃんと対策をしていただけるようお願いをしたいんですけど、それでいいですか。

○藤野子育て支援課長 自亜塩素酸水の有効性ということは、今、いろいろ評価があるということは承知はしておりますが、今回の事業につきましては、基本的に新型コロナウイルスの感染防止対策に寄与する備品ということで、そういったものが必要だと、あるいは考えられるというものであれば補助の対象になるということでございますので、委員の御指摘については、私たちも今後も情報を収集したいというふうに考えております。

以上でございます。

○池谷委員長 それでは、次の9番目の質疑に移ります。

○杉田委員 3款2項7目障害児通所支援費、一斉休校に伴う放課後デイサービス等への通所支援として277万9,000円ですけど、具体的にどんな支援でしょうか。

○橋ヶ谷地域福祉課長 今回補正をさせていただきました放課後デイサービスでございますけれども、こちらにつきましては、児童福祉法に位置づけられるサービスの1つでありまして、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に通学している児童・生徒を対象

に、平日の授業の終了後、または学校の休業等、支援が必要な障害をお持ちの方に生活能力の向上のために必要な訓練とか、社会との雇用の促進、その他の必要な支援を提供していることというのが今回のサービスの内容となっております。

以上です。

○杉田委員 具体的に、対象児童は何人ぐらいですか。

○橋ヶ谷地域福祉課長 この事業の対象となっている人数につきましては410人でございます。

以上です。

○池谷委員長 それでは、次の10番目の質疑です。

秋山委員、同じ質疑のところだと思いますけど、どうですか。

○秋山委員 了解しましたので。

○池谷委員長 じゃ、そのまま次の11番目の質疑に移ります。

11番目の質疑、岡田委員。

○岡田委員 歳出の4款1項1目感染症対策事業費55万円でございますが、医師会事業への助成という形で御説明をいただいておりますが、医師会事業、これは医師会から、こういうことをやるので助成してくれといったものなのか。それとも医師会にこういうことをやってほしいということでお金を出したものなのか、具体的に医師会が何をしますか。それで、どういう事業で、どれだけ助成するという形になっているか、教えてください。

○池谷健康づくり課長 岡田委員にお答えします。

この事業につきましては、医師会が実施しております外来医療体制の強化推進の取組に対して助成するものです。医師会からのお話ではなく、現在、感染予防のために対策をさせていただいておりますので、その強化を図るということで、市からよりきめ細かな体制を取っていただくということで助成をさせていただくものになります。

現在、志太榛原圏域では感染者がいなくて落ち着いた状態でありますけれども、今後、第2波、第3波に備えて、医師会でも感染予防とか、PCR検査の実施を前提とした準備をさせていただいているというところがございますので、焼津市としましては、医師会が実施する診療時における感染対策や検査に係る研修会の開催、それから、必要な医療資機材の整備など、費用を助成対象として考えております。

補助率につきましては、開院の先生たちのスキルアップに資するものについては経費の一部、それから、必要な医療資機材の準備、そういうものに対しては経費の全額を助成してまいりたいと考えております。

以上です。

○池谷委員長 次は、杉田委員、同じ質疑のくりですけど、ありますか。

○杉田委員 確認ですけど、今の答弁の中で、医師会としても、2波、第3波に向けてPCR検査、あるいは抗体検査、そういうものも準備をしているということでよろしいですか。

○池谷健康づくり課長 今現在、病院さんでも感染が拡大しないようにということで、医療機関の中で感染対策をさせていただいているということになります。病院でその検査をやっているということではなく、今後、そういった体制を整えていくに当たって研修

をしていただいておりますので、それに対する助成になります。

以上です。

○杉田委員 焼津市は、県の委託要請がなくてもその準備を進めていくということによろしいですね。

○池谷健康づくり課長 そのとおりでございます。

○池谷委員長 同じ質疑のくりですけれど、次は秋山委員ですけれど。

○秋山委員 じゃ、概要といいますか、分かりましたけれども、1つは、電話とか情報機器による感染症に対する対応ができる病院というのが、厚労省のホームページに、焼津市内に民間で1つの病院だけなんですけれども、今回のPCR検査とか抗体検査を今後備えた研修とかスキルアップということの中に、電話とか情報機器による簡易な相談対応といいますか、そういうことも含まれるのでしょうか。

○池谷健康づくり課長 今後、医師会さんといろいろ話をさせていただきながらということになると思うんですけれども、スキルアップの研修会という中には、そういったようなものも想定をさせていただいております。

以上です。

○秋山委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、次の質疑に移ります。

14番目の質疑です。

○須崎委員 私からは、補正予算書の10ページ、7款1項2目焼津市事業継続応援給付金について、4点ほどお伺いいたします。

1点目は、5月1日より申請を開始しました国の持続可能給付金との相違点をお伺いいたします。

2点目は、最初は令和2年4月から6月のうち、売上高が前年度比で20%以上も減少した月がある。また、市内の小規模事業者とあるが、それぞれの確認方法をお伺いいたします。

3点目は、給付金額2億3,367万5,000円及び想定事業者数の算出根拠をお伺いいたします。

4点目は、申請いたした受理後、それから、給付金の支給までのスケジュールをお伺いいたします。

以上、4点お願いいたします。

○海野商工課長 まず、国の持続化給付金の相違点についてでございます。

国の持続化給付金の支給対象は、売上高が前年比50%以上減少している事業者でございます。

一方で、今回の焼津市事業継続応援給付金は、持続化給付金の対象とはならないものの、売上高が前年比で20%以上50%未満減少した事業者の方の事業の継続を応援するものでございます。

次に、給付金支給対象事業者の小規模事業者の確認と、それと、売上高が20%以上減少した旨の確認についてでございます。

まず、小規模事業者の確認につきましては、申請の際、法人の場合は、資本金と常時使用する従業員の数を記入してもらって確認をさせていただきます。



売上高20%以上50%未満の減少した月の売上げが分かるものについては、帳簿を提出した金額を確認いたします。

次に、給付金額と対象事業者数の根拠でございますが、統計上の焼津市内の小規模事業者数を下に、東京商工リサーチによりますアンケート結果における新型コロナウイルス影響を受けている割合と市で把握している売上高が20%以上50%未満減少した事業者の割合によりまして、対象事業者が2,300社であることを推計いたしました。

給付金額につきましては、前年同月比で減少した売上高の50%に相当する金額を支給するもので、その上限額を20万円とさせていただきまして、その計算した結果が予算額となっております。

次に、申請受理後から給付金支給までのスケジュールでございます。

本日の議決後、6月初旬より、事業概要や申請書等を市ホームページにて公開をし、そのうち焼津市商工会議所、大井川商工会、市公共施設におきまして書類を配付、6月中旬から申請の受付を開始しまして、6月中の給付金の支給開始を目指しています。

書類の提出につきましては、3つの密を避けるため、市商工課への郵送による提出を原則とさせていただきたいと思っております。

また、焼津市商工会議所、大井川商工会等の関係機関におきまして、必要書類等の相談窓口の設置の協力をいただく予定でございます。

以上でございます。

○須崎委員 4点ほど確認いたしました。

本当に、事業者の方でも非常に早く給付してほしいというような要望があると思っております。職員の皆さんは負担になりますけれども、頑張りを期待しまして、私の質疑を終わりたいと思っております。

○池谷委員長 次も同じ質疑のくくりですが、15番目、杉田委員。

○杉田委員 それでは、質疑追加の件ですけど、給付金の受給者、あるいは持続化給付金を受給して、給付金の受給者ですね。多分、みんな持続化給付金を申請していると思っております。感染予防対策として休業要請もされないけど、持続化給付金を申請した事業者も、感染防止対策として、連休前からずっと休業しているんですよね。なぜ対象とされないんですか。

それから、先ほど小規模の業者について言われていましたけど、フリーランス、または農業も含まれますか。

○海野商工課長 休業要請の協力金についてでございますけれども、休業要請協力金と今回の応援給付金とは性質が違うものでございます。ですから、持続化給付金を受給していて、協力金をもらっていない方については、今回は持続化給付金を受給しているということで対象外とさせていただきたいと思っております。

もう一点でございますが、フリーランスについてでございますが、全業種対象となります。

以上です。

農業も対象となります。

○杉田委員 焼津市在住で市外に店舗等を構えている営業されている方はオーケーだというふうには聞いてはいるんですけど、逆に、市内に店舗を構えていて、市外に住まわれる

方は対象になりますか。

- 海野商工課長 市外で住所があって、市内に店舗がある方については対象外となります。
- 杉田委員 一律給付としないで、所得の減少に応じて給付ということなんですけど、その作業はかなり困難になるんじゃないかなと思うんですけど、その作業は、誰が、どのようにやっていくんですか。
- 海野商工課長 可能な限り速やかに支給ができるよう、職員で総力を挙げて対応いたします。

また、速やかに支給を行う上では、申請書の保存ということが重要であるため、焼津市商工会議所、大井川商工会などの市内関係機関においても必要書類等の相談に対応していただける予定でございます。

以上です。

- 杉田委員 商工会議所等もサポート窓口になるということなんですけど、回覧板等での周知というのはしますか。
- 海野商工課長 現在のところ、回覧板での周知は考えてございませんけれども、広報やいつでも改めて周知をしたいと考えております。
- 池谷委員長 次に、秋山委員、同じ質疑です。
- 秋山委員 了解しました。
- 池谷委員長 それでは、次に、17番目の質疑に移ります。
- 村松委員 7款1項2目生活応援利用券発行支援事業です。この事業の仕組みと、事業の特徴となる主な内容をお尋ねします。

それと、この事業の主体となるのはどのような組織となりますか。

以上、お答え願います。

- 海野商工課長 まず、生活応援利用券発行支援事業の仕組みと内容についてでございます。

まず、利用券は1,000円券の3枚つづりで、セット額面3,000円チケットを2,000円で販売する予定でございます。したがって、1,000円のプレミアムつきとなります。発行数は3万セットで、焼津市在住、来勤者を対象といたしまして、1人3セットを上限として販売し、市内の商業店舗等で利用いただけるような仕組みを予定してございます。

利用券の販売に関しましては、できるだけ過去のよう大きな混乱を発生させることなく、また、3つの密にならないような方法を検討してございます。具体的には、インターネットとコールセンター設置による電話の2つの方法での予約のうち、市内郵便局での購入という方法を予定してございます。

また、予約及び販売開始の時期につきましては、7月上旬を予定してございます。

次に、事業主体となるのはどのような組織となるかについてでございます。

本事業は、焼津市商工会議所と大井川商工会が連携し組織する実行委員会が主体となり実施をいたします。過去に平成27年度に行った国のプレミアムつき商品券事業では、商工会議所と商工会が市の委託を受けて実施となりますが、今回は、新型コロナウイルス感染拡大で経営に大きな影響を受けた小規模事業者からの本格的な事業再開の後押しとなるよう、市内経済団体である商工会議所と商工会が協力して実施事業として本事業

を実施するため、市はチケットの発行、販売について、財政支援と協力を行います。

したがって、先ほど申し上げた販売方法など詳細については、実行委員会にて決定いたします。

以上でございます。

○村松委員 今、2団体が実行委員会を組織してということなんですけれども、この団体に未加入の業者はどうなりますか。

○海野商工課長 商工会議所と商工会の会員、非会員を問わず、利用店舗の募集を行うことを予定してございます。

以上です。

○村松委員 分かりました。

私もこのことがある程度、情報として入ってきたものですから、近くの商店街で何店舗か歩きました。そしたら、非常にありがたいことなんだということなんですけれども、もし願えば、売った商品券をお店が買ったときにすぐ現金化してくれる。この辺を何とか考えていただきたいというのが切なるお願いだというふうに言っていましたので、大変かもしれませんが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○池谷委員長 次に、同じ質疑のくくりで、岡田委員。

○岡田委員 オーケーです。

○池谷委員長 次に、杉田委員も同じくくりですけど。

○杉田委員 見た目は同じなんだけど、コンビニも対象になるということ聞いたんですけど、使えるコンビニ、使えないコンビニって、何か印か何かありますか。

○海野商工課長 今回は、小規模事業者の店舗が対象となっていますので、場合によってはフランチャイズがございまして、コンビニエンスストアも対象となる可能性がございまして、使える店舗、使えない店舗につきましては、店頭にはポスターを掲示していただくようお願い中でございます。

以上です。

○杉田委員 多分殺到すると思うんだけど、5万8,000世帯あって、3万セットなんですけど、3万セットにした理由、それから、完売したらどうなりますか。

○海野商工課長 3万セットにした理由でございまして、環境の関係がございまして、できるだけ多くの市民の方に届くようなことで3万セットとしたと考えてございます。

もう一つでございまして、完売した場合につきましては、3万セット限りというようにさせていただき予定でございまして。

以上でございます。

○杉田委員 この中には、生活困窮者枠、そういうものというのはいくつ設けますか。

○海野商工課長 そのような枠につきましては、現在、設ける予定はございません。

以上でございます。

○池谷委員長 次に、秋山委員も同じくくりですので、いいですか。

○秋山委員 了解しました。

○池谷委員長 それでは、次に、21番目の質疑に移ります。

○藁科委員 私からは、歳出の9款1項4目につきましてお伺いいたします。3つの質疑

をさせていただきます。

質疑の1つ目といたしまして、防災備蓄の資機材につきまして報道がありました、今回、整備予定される備蓄資機材は、どのようなものを計画されているか、お伺いいたします。

質疑の2つ目といたしまして、備蓄資機材の購入の時期はいつ頃までを考慮されるか。また、購入に当たって、物品の内容、金額によるかと思いますが、どのような方法を取られて決められるか、お伺いいたします。

そして、3つ目ですが、購入される備蓄資機材は、避難所に向けて使用されるのかと思いますが、どこで、どのような設置保管スタイルを取られるのか、その3点につきましてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○川村地域防災課長 藁科委員にお答えします。

防災備蓄資機材整備事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、避難所で使用する新型コロナウイルス感染対策用の資機材等を購入し、配備するものであります。その内訳ですが、指定避難所55か所と災害対策本部用で使用、あるいは備蓄することを勘案し、購入いたします。まず、消耗品としてですが、マスク、ウエットティッシュ、コックつきポリタンク、ペーパータオル、使い捨てゴム手袋、希釈タイプの消毒液、蓋つきポリバケツ、雑巾、ごみ袋、ラップ、それから、消毒液を入れるスプレーボトル、消毒用液散布用の噴霧器を予定しております。また、備品としましては、避難スペースを明確にし、飛沫感染を防止するための4人用の簡易テントを200基、学校体育館など避難所内の換気を行うため、スタンド型の送風機を55台、避難所の受付で避難者の体温を確認するための非接触型の検温器を60個配備するものであります。

次に、資機材の購入時期、購入方法についてであります。本予算の議決後に発注の準備が整ったものから見積り合わせ、あるいは入札によって随時購入する予定であります。

次に、資機材の設置保管場所についてであります。避難所となる施設の管理者と協議した上で、公民館や小・中学校などのほか、中央防災センター、あるいは市が管理する備蓄倉庫に分散して配置する予定であります。

以上です。

○藁科委員 再質疑をさせていただきます。

備蓄資機材、非常に詳細、事細かにわたって購入させていただくわけなんです、3項目めで質疑させていただきました設置、保管に関する事なんです、実質的には、保管管理体制は、どのような体制というのか、どなたが管理していくのか、その辺、少し細くなるんですが、お伺いさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○川村地域防災課長 今回の御質疑ですが、防災部で購入した物資や資機材につきましては、基本的に防災部で管理をしております。また、自主防災会とか学校で実施する防災訓練等にもし配備した資機材等を訓練で使えるようお願いをしていますが、そのときに訓練で使用した消耗品ですとか、修繕が必要になった資機材についても、防災部で管理をしていく予定です。よろしくお伺いいたします。

○藁科委員 ただいま設置箇所、また、管理体制につきましてお答えいただいたわけなん

ですが、購入されました資機材が、今後とも各指定避難所において、万が一状況が発生したときにスムーズに使用、または運用できるように、管理体制の充実を図っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○池谷委員長 それでは、次に、岡田委員、同じ質疑。

○岡田委員 了解です。

○池谷委員長 次に、23番目、杉田委員も。

○杉田委員 今、200セット、テントということなんですけど、単価は幾らぐらいですか。

○川村地域防災課長 1基当たり1万6,665円を想定しております。

以上です。

○杉田委員 藤枝のところではワンタッチパーティションということで、今回6,000万円予算があって、1,300セットというふうには聞いてはいるんですけど、何か規模が違うと思うんですけど、先ほど保管場所について、体育館、その他とあったんですけど、割合というのはもう考えられていますか。

○川村地域防災課長 基本的に今想定していますのが、市の防災倉庫に200基の備蓄をする予定であります。今現在持っているテントも合わせて、災害に応じて避難所に配備するようにしてもらいたいと思っております。

以上です。

○杉田委員 今確認したかったのは、今在庫が100セットあるというふうに聞いております。200セット買うと全部で300セットになるんですけど、それを今、小・中学校の体育館が全部で22校、それから焼津の体育館、大井川の体育館、全部で24施設が対象になるんじゃないかなと思うんですけど、そこへこの300をどのように分配するかというのは決まっていますかということを確認しています。

○川村地域防災課長 現在のところ、どこの体育館に何基というのはまだ決まっておりません。災害に応じて、順次配備していきたいと思っておりますが、足りない分につきましては、国へ要請をさせていただいて準備したいということと、あとは、市で協定を結んでいます業者から配備を要求したいと思っております。

以上です。

○杉田委員 各体育館だとか避難場所が各地区によって決まっていると思うんですよ。その地域地域によって、新聞などでも報道されましたけど、テントをこんなふうに張るよというようなことが新聞報道されたんですけど、そういうものをこんなふうにやっていくんだよ。この個数というのは今からだとということなんですけど、こういうことをやっていくということが、保管の責任になっていくと思うんですけど、自主防災会なんかには周知はされているんですかという質疑です。

○川村地域防災課長 避難所が長期化する場合には、自主防災会で避難所の運営をさせてもらうんですけど、今現在、うちで、5月22、25日に避難所開設に関わる職員を対象としまして、新型コロナウイルス対策の避難所開設実働訓練をさせてもらいました。その中で出たたくさんの課題とか、そういったものを検証させていただいて、現在、避難運営マニュアルを策定しようとしているところです。それが策定をされましたら、今後、自主防災会の方に行われます避難所の出前講座とか、学校単位で開催されています地域

防災連絡会という場にも出向きまして、随時周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○杉田委員 新型コロナウイルス感染対策として言うことなんですけど、備品の中に防護服だとかフェイスシールド、こういうものを完全に防御しなければならないと思うんですよ。そういうものの経費、体調不良者とか高熱者とか、そういうものがもし出たときに、ある程度、そういう対策を含めた防護服あるいはフェイスシールド、そういうものは入っていますか。

○川村地域防災課長 今回、防護服につきましては対象に入っていないんですが、今現在、県のほうから配備をされています原子力防災の関係で、防護服が800着ほどあります。その辺を使わせていただくということと、あと、フェイスシールドにつきましては、これから購入を計画しております。

以上です。

○杉田委員 この問題というのは、防災だけじゃなくて、ほかの部署との連携も必要だと思うんですけど、そういう部署との連携を含めた上での予算ということによろしいですか。

○川村地域防災課長 今回につきましては、他の部署の関係については、特に考えてはおりませんので、防災部で必要な感染、飛沫等に係る資機材について購入をするものです。

○杉田委員 分かりました。

だけど、先ほど言ったように、各部署との、健康福祉だとか、いろんな商売の関係だとか、そういうところとの関係、医療との関係、そういうところでの連携を今後努めていただくことをお願いして、質疑を終わります。

○池谷委員長 それでは、秋山委員、同じ。

○秋山委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、50分でちょうど1時間なんですけど、次の質疑、大きく分けるとあと2項目だけなので、そのまま続けて委員会を進めさせていただきたいと思います。皆さん、簡潔にできるところは簡潔に御協力いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、25番目の河合委員。

○河合委員 私からは、歳出、10款1項3目小・中学校ICT環境整備事業費について、2点お伺いします。

1点は、1人1台のパソコン端末は、国からの資料の中では、基本タイプだとか応用タイプとか、いろいろあって、大まかにどんなタイプなのか、素人に分かるように、大体大まかに教えていただきたいのが1点。

2点目は、今後、また休業となった場合に、パソコン端末を使った学びの保障というのが可能なかどうか、2点お伺いします。

○増田教育総務課長 河合委員にお答えします。

1人1台のパソコン端末がどのようなタイプかということですが、現時点ではまだ決定をしておりません。文部科学省から、基本モデルとしまして3つのOS、ウィンドウズOS、クロームOS、アイOS、こちらが示されておりまして、現在、これらと比較しまして、どのOSを採用するか、今検討しているところです。OSが決まって

くると、端末のタイプもノート型なのか、タブレット型なのか、そういったことが決まってくると思います。ただ、仮にタブレット型にしましても、キーボードが必須になっておりますので、外づけのキーボードが必要になってくるということでもあります。

2つ目の御質疑につきましては、学校教育課長からお答えさせていただきます。

○池田学校教育課長 河合委員の今後また休業となった場合に、パソコン端末を使った学びの保障は可能かについてお答えします。

再び休業となった場合に備え、パソコン端末を活用して、児童・生徒が自主的に学習することができるように環境を整えているところであります。具体的には、パソコン端末上で、これまでの学習や復習ができる教材の準備は、視聴することで学習を進めることができる学習コンテンツや動画の紹介等を計画しております。復習ができる教材は、市内の小学校に導入されている学習ソフトを活用することで個別に学習を進めることができたり、間違いを正すことができたり、さらに学習履歴が残るため、教員が授業の学習状況の把握ができたりします。また、学習コンテンツや動画については、文部科学省のホームページにある子どもの学び応援サイトには、数多くのコンテンツや動画があり、自主学習を進める上で大変有効です。また、これ意外にも数多くの学習コンテンツや動画が配信されており、市教委主催のICTリーダー研修会のメンバーを中心に、自主学習に役立つ学習コンテンツ情報を収集し、焼津市の学習コンテンツの構築を計画しています。子どもたちの学びの保障は、本来、学校の授業の中で先生と友達とともに学ぶことで行われることが一番であることは明らかですが、これらパソコン端末を活用した学習教材もその一助となるように計画しているところであります。

以上であります。

○河合委員 ありがとうございます。

最初の方ですけれども、まだ決まっていないということですが、国の主導する4万5,000円以内のものを考えている。購入ということによろしいのでしょうか。

○増田教育総務課長 国の端末に対する補助の上限が4万5,000円ということになります。端末本体については4万5,000円の範囲内というふうに考えております。

あと、そこにソフト、例えば学習支援ソフトですとか、学習のドリル、4万5,000円の範囲で、そういったものがどこまで入れられるのか。さすがにちょっと厳しいのかと思っているわけなんですけれども、そこら辺に必要なものがどういったものなのかというのも今精査をしているところなものですから、4万5,000円にプラスして、必要なソフトを、別途、予算をお願いすることになるかもしれないということでもあります。

○河合委員 もう一つお願いします。

そのパソコンは、持ち帰り可能かどうか、それを考えているかどうか、教えていただけますか。自宅への持ち帰りということで。

○増田教育総務課長 近い将来的かもしれませんが、家庭での学習を実施するためには、パソコンを持ち帰ってということが前提になってくるのかなと思います。その場合、どうしても心配されるのが、パソコンを落としたりして壊れてしまうとか、そういったことが心配になるわけですね。パソコン本体、できるだけ堅剛性の高いもの、丈夫なものを選定したいとは思っていますが、例えば持ち帰りのカバーを買う必要があるのかどうか、そういったことも含めて、今後検討をしていく必要があると思っております。

ます。

- 河合委員 本来、令和5年までに進めるというのを国で一気に今年度内でやれなんていうのは、非常に無謀なぐらいの前倒しの要請とかがあったんですけども、それに従える市町ばかりではもちろんない中で、焼津がそれにのっかって動こうというのは、とても市民にとっては安心な方向に進んでいるなという感じはあるんですけども、それにしても、なかなかそれを使いこなしていくというのはとても苦労があることで、大変なことだと思うんですけども、前倒しにしようという国の姿勢は、あくまでも今回の新型コロナウイルスのような、こういうことがあって休業になったときにもちゃんと学びの保障をしようということが前提なものですから、各家庭でもオンラインできるような状況を整えることは難しい差はあると思うんですけども、そこを早く目指していかないと、国の要請に沿った整備というのはできないと思いますし、先ほどのお話にあった文科省の学習支援の応援サイト、私もコンテンツ集の中から見ましたけど、いろんな教科書に合わせて、いろんな先生が授業をやっているのを見て、これは休業中にやらせるにはとてもいいなど。もちろん学校でやるのが一番だと思うんですけども、もし次の休業になったときに、そういう対応ができるだけ焼津も早い段階でできることを応援しながら見守っていきますので、ぜひまた頑張っていたきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

- 池谷委員長 次に、杉田委員ですけど。

- 杉田委員 購入の中に電源キャビネットというのがあったんですけど、これは各教室ごとに設置されるものですか。

- 増田教育総務課長 基本的には、教室ごとに設置することを考えております。場合によっては、教室以外の仮に空き教室があれば、そこで集中管理するようなことも含めて考えておりますが、基本は教室ごとというふうに考えております。

- 杉田委員 今、河合委員からも質疑がありましたけれど、あちこちでみんな一斉にこうやって買い求めているという段階で、一遍にできないかなと思うんですけど、学校に全部配備できるという日程はどのくらいに予定していますか。

- 増田教育総務課長 それぞれG I G Aスクール構想につきましては、全国一斉に取りかかっているところなものですから、パソコンとか電源キャビネットもそうですけれども、全国規模での大量調達ということが必要になってきます。今回、補正予算をお願いしたのは、できるだけ早く予算を議決していただいて、発注の準備に取りかかりたいということでありまして、発注に向けての手続があって、実際発注してから、業者も国の要請を受けて増産体制を取ってくれているので、調達はできるという見込は持っておりますけれども、年度内ということになるかと思えます。

以上でございます。

- 杉田委員 W i — F i の準備も各教室ごとにちゃんと設置をされていくという、そんな説明を聞いています。そこで、こういうパソコンの授業を各教室でどんどんやっていくということに対して、以前、深田委員も取り上げた問題なんですけど、当然、電磁波から離れて時間を確保するだとか、電磁波による、家庭製品なんかも、身の回りのものが急激に電化されて、自分たちの電磁波というのが多く存在しているんですけど、これによるアレルギーというものの問題がすごく心配になってきています。このアレルギーの間



題について、保護者へのアンケートがされているというふうに聞いています。そういうものも、またそのアンケートの結果報告をお願いし、そういう対策も一緒にお願いをしていきたいと思えます。

以上です。

○池谷委員長 それでは、次は、秋山委員。

○秋山委員 大体御説明いただいたので分かるんですけど、1つ、今後、家庭でのオンライン授業にも対応ということも検討する必要があるというような御説明だったんですけども、それぞれの家庭でのネット環境の現状を、併せてそれであればアンケート等で把握しておく必要があると思うんですが、その辺はどのような予定でしょうか。

○増田教育総務課長 家庭でのネット環境の現状につきましては、先月、それこそ先ほど電磁波の臨床の関係も含めて、小・中学校の全児童・生徒の保護者に対して調査を実施したところです。今、集計中にはありますけれども、ネット環境につきましては、今、回収率が83.6%という状況の中で、現時点で家庭にネット環境がない、あと、回答で分からないと答えた方もいまして、それを2つ合わせた割合が5.82%になっております。

以上でございます。

○池谷委員長 それでは、最後の28番目の質疑に移ります。

○杉田委員 10款6項6目学校給食停止交付金の交付ですけど、その支給対象、これはどのような業種があって、何業種ぐらい、何社ぐらいありますか。

2番目に、算定期間というのはいつからいつまでで、1,162万2,000円、これは各業種にどのように配分されるのでしょうか。

○鈴木学校給食課長 杉田委員の御質疑にお答えいたします。

初めに、支給対象の業種と業者数であります。大きく6つの業種としまして、主食である御飯、パン、麺及び牛乳の事業者が4社、青果物が4社、魚介練り製品が4社、調理肉類が5社、調理加工食品類が6社、調味料乾物類が5社の計28社を見込んでおります。

次に、算定期間と配分でございますが、算定期間は、令和2年3月3日から3月17日までの期間であります。1,163万2,000円の配分ですが、主食の納入業者に572万2,000円、青果物の納入業者に85万6,000円、魚介練り製品の納入業者に67万8,000円、調理肉類の納入業者に86万円、調理加工食品類の納入業者に341万5,000円、調味料乾物類の納入業者に10万1,000円の計28社、1,163万2,000円を見込んでおります。

以上でございます。

○杉田委員 ちょっと確認なんですけど、業者に対する配分ということなんですけど、実際に生産者というところにはその業者から行くということによろしいですか。

○鈴木学校給食課長 市としましては、納入業者と契約を結んでおるものですから、私どもとしましては納入業者に直接お金を支払うという形になっておりまして、納入業者から各それぞれの生産者に支払うもの等は、そこまでは認識しておりません。

以上でございます。

○池谷委員長 また細かいことがありましたら、担当課へ直接、皆さん、それぞれお聞きになっていただければと思えます。

○橋ヶ谷地域福祉課長 3款2項7目障害者通所支援費、放課後デイサービスでございます。

すけれども、対象者数ということで御質疑いただきまして、私、410人とお答えしましたけれども、申し訳ありませんでした。対象者数につきましては245人でございます。申し訳ありません。訂正をよろしく願いいたします。

- 深田委員 最初に、家賃の上限が1人3万7,200円ということがあったんですけれども、家賃補助の給付事業で。それが、そこに3万7,200円よりも高いところに住んでいる人が対象に、それ以上にそこに住めなくなっちゃうということになると思うんですよね。そこに3万7,200円。それが、その手順がどうなるのか、支援の。

それから、焼津市事業継続応援給付金で、市内に店舗がある方で、市外に住んでいる方は対象にならないよというお話だったんですけれども、例えば商店街には、市外に住んでいるんだけど、商店街で営業をやっておられる方もいらっしゃいます。そういう方に対しての支援はできないのかどうか。

それから、生活困窮者の枠が商品券に入っていないということなんですけれども、新型コロナウイルス対策としては、今、すごく緊急に必要だと思いましたので、その手順が必要ではないかと思いました。

備蓄材の藤枝市と焼津市のテントの金額の差がすごく大きいと思いましたので、その違いの説明をお願いしたいと思います。もし今私が聞いているところで、この場でお答えできない場合は、後でお聞きしたいと思うんですけれども、今、皆さんが質疑した中で、そこだけはちょっと聞いておきたいなと思ったものですから、すみません、お願いしました。

- 池谷委員長 4つでいいですね。

今、即答できるもので。

- 橋ヶ谷地域福祉課長 住宅等の給付金の関係で上限が決められていると。実際に家賃額が上限を超えてしまった場合の対応ということでございますけれども、手続としましては、こちらの確保が決定した場合は、市から大家さんに振り込みをさせていただきます。そういったところの手続とか、そういったところで、実際に借りている方と大家さんで相談というか、確認をしていただいて、了解を得た形でこちらに訪問させていただいて、実際に振り込みが始まります。実際は、例えばこういった部分については、大家さんというか、本人さんで支払い準備をするとか、あとは少し分割納付するとか、そういったところで御本人さんと調整をさせていただいております。

そういった中で、実際、こういった給付は、こういった場合もありますけれども、現時点では、超えたということで住む部屋が確保できなくなったというような事例はありませんので、今後も制度に沿って引き続き確保ができるように進めたいと思います。よろしく申し上げます。

- 海野商工課長 まず1つ目ですけれども、応援給付金の関係ですけれども、市外に住所を持っている個人で、市内に店舗がある方につきましては、今回は対象外とさせていただきたいと思います。

もう一点、生活困窮者と利用券の関係ですけれども、そちらの生活困窮者の方の枠については、現在のところ、直接の枠を設けるということは考えてございません。

以上です。

- 川村地域防災課長 テントの単価の件だと思いますが、私どもの焼津市は、キャンプで

使う4人用のこういったキャンプのテントになります。藤枝市の場合は、簡易間仕切りで2名入れるようになっていまして、その単価が1台3万円ぐらいと聞いております。うちは安いもので、飛沫感染を防げればよいというところから、1基1万6,000円ぐらいので200基を今回計上させていただきました。

以上です。

○深田委員 了解じゃないけど、了解。

○池谷委員長 御協力ありがとうございます。

それでは、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第39号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷委員長 挙手総員であります。よって、議第39号はこれを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案の審査は終わりました。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

閉会 (11 : 10)